



●第25回通常総代会 理事に大谷剛氏・糸賀淳志氏が就任

黒埼商工会の第25回通常総代会が、去る5月22日開催されました。提出された議案はいずれも原案通りに承認決定いたしました。また、「役員辞任に伴う補欠選任について」は、理事欠員2名に対し、大谷剛氏（上山田・下山田・柳作・立仏：(株)黒埼車輛）、糸賀淳志氏（青年部長：淳管設備工業）両名の就任を決定いたしました。

●7月24日(水)健康診断のお知らせ

下記のとおり、黒埼商工会館において、事業所健康診断が実施されます。どうぞこの機会にご利用下さい。なお、詳細は案内文書をご参照ください。

- 1 実施月日 平成25年7月24日(水)
- 2 受付時間 13:30~15:00
- 3 コース Aコース ¥7,980、Bコース ¥3,360、Cコース ¥10,500
- 4 申し込み、お問い合わせは(社)新潟県労働衛生医学協会(担当:業務2課 高橋 宛)
(☎370-1960・FAX370-1975)

●黒埼商工会では、軽自動車(バン)の入札を行います。

希望される方は、同封のご案内をご覧ください。

●労働保険年度更新手続きはお早めに！

労働保険年度更新及び一般拠出金申告・納付手続きはお済みでしょうか。

申告書の提出と保険料の納付は、今年度は7月10日(水)が期限です。

まだ、お済でない方は、お早めに手続きをしてください。

電子申請なら、自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です。

また、労働保険事務組合に事務を委託されている事業主の方は、事務組合が指定する日までに手続きを完了してください。

なお、詳しくは、新潟労働局 労働保険徴収課(☎025-288-3502)または、新潟労働基準監督署(☎025-288-3571)にお尋ねください。

新潟労働基準監督署
新潟公共職業安定所

●受動喫煙防止対策助成金制度充実について

～5月16日から対象を全業種に拡大、補助率を1/2アップ～

厚生労働省では、労働者の健康を確保するため、平成23年10月、受動喫煙を防止するため助成金制度を開始しました。

このたび、より一層、対策を進めていくために次のとおり助成金制度を改正することになりました。

- 1 対象事業主をすべての業種の中小企業主に拡大
- 2 補助率を費用の1/4から1/2に引き上げ(上限額200万円)
- 3 交付の対象を喫煙室の設置費用のみに限定

詳しくは、新潟労働局ホームページの助成金・奨励金関係をご参照ください。

裏面もご覧ください

●新潟県新潟労働相談所からのお知らせ

(1) 労働に関する問題の相談

ろうどう110番

お困りの方は 025-232-6110 へ お電話ください。

- メール相談も行っています。「新潟労働相談所」で検索してください。
※ 携帯電話の方は、上記文言を検索後、「パソコンサイト」からお入りください。
- 相談内容：解雇、退職、労働時間、賃金などの労働問題
就業規則の改定などの労務管理
- 相談時間：月曜日～金曜日（休日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※ 相談は無料で秘密は固く守られます。
※ 無料の弁護士相談もあります（予約が必要です）。

(2) 休日労働相談会

労働者、事業主を問わず、労働に関するご相談に専門家がアドバイスします。

ご相談に応じる専門家は、社会保険労務士や新潟労働局の職員などです。

- 開催日時：6月23日（日曜日）午後1時～午後4時30分
- 開催場所：新潟地域振興局（新潟市中央区川岸町3-18-1）
※ 新潟放送（BSN）となり。JR白山駅から徒歩10分。
※ 駐車場もあります。
- 相談内容：「賃金が支払われない」「辞めてくれと言われた」「会社から損害賠償を請求された」「セクハラを受けている」などの労働者側のご相談から「就業規則を見直したいがポイントを教えて欲しい」などの事業主側のご相談まで、労働に関することであれば何でもお気軽にどうぞ。
- その他：相談は無料で、秘密は厳守されます。
電話相談もお受けします。面談をご希望の方は、なるべく事前にご連絡をお願いします。
(☎025-232-6110)

(3) 労務の誤解、解消セミナーのお知らせ

企業の労務管理において、労働時間、賃金、休暇管理などについて誤解したまま運用しているケースが多く見受けられ、労務トラブルの原因にもなっています。

そこで、県では「労務管理における誤解の解消」をテーマとして、事業主の方を対象とした労務セミナーを開催いたします。企業側の立場に立ち、労務トラブル及び労働問題に精通した特定社会保険労務士を講師としてお迎えし、誤解したまま運用している労務管理の事例などについて、詳しく解説していただきます。

なお、詳細及びお申込は、別紙1をご覧ください。

●建設業者向け消費税転嫁対策セミナーのお知らせ

工事請負事業者の場合、一定の要件を満たすことで、増税後の引き渡しでも消費税が5%のままとなる「経過措置」があります。こうした条件（経過措置）を活かすことで施主等の税負担を5%にとどめ工事請負の受託促進が考えられます。

本セミナーでは、経過措置対策を分かり易く解説する事と合わせ、受託件数を上げるための具体的な営業・販売促進策を解説します。

なお、詳細及びお申込は、別紙2をご覧ください。

●最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業「業務改善助成金制度」について

「業務改善助成金制度」は事業場内の最も低い時間給を、4年以内に計画的に800円以上に引上げる中小企業に対して、新たな就業規則の作成や設備・機器の導入、研修等に係る経費を助成し、賃金引上げに資する業務改善を支援することを目的としています。

なお、詳細は、別紙3をご覧ください。